

1. はじめに

国家主権や領土を確立する際に、先にそこに存在していた人々、すなわち先住民を、排他的にあるいは包摂する形で成立が保証された国家を「植民国家」(2)と呼ぶ。植民国家としてグアテマラ共和国をみると、マヤ系を含む先住民が近代国家の一員(国民)として迎えられるために長大な時間と多大なる犠牲が払われてきたことがわかる。本論文では、グアテマラの先住民のうち多数派を占めるマヤ系先住民が文化遺産としての言語をどのように〈救済〉し、また〈復興〉してきたのかについて概観し、先住民、国家、言語学者がそれらの過程にどのように関与してきたのかについて考察する。

さて、文化顕示(heritage work)とは、太田(3)によると、植民国家が先住民を抑圧してきた歴史的状況や、それによる喪失の経験に対抗して、先住民の人たちがみずから提示する文化的表象のことである。具体的には「口承伝承の現地語による記録化、文法や辞書、バイリンガル教育の現場での言語教授法の整備、口承歴史の回復、フィルム作成や音楽演奏、現地語による出版、博物館や文化資料館の設立」(4)などが含まれる。

文化人類学を含めてこれまでの人文社会科学は、この文化顕示が現代社会にもたらす重要な社会現象であるということ適切に提示することができなかった。例えば、先住民の人たちが自分たちの文化に愛着を感じ、またその文化復興を通して自らのアイデンティティを確認するという作業について考えてみよう。これまでの文化人類学者ならば、それは近代化に巻き込まれた先住民が対抗的に過去の伝統を再構成したものであり「本物の伝統文化」ではないと指摘するだろう[e.g. ホブズボウムとレンジャー1993]。政治学や国際関係論の分野では、先住民が共同体を守るべき伝統的価値を前面に出して、その価値を守ろうとすることは、グローバル化する状況のなかで個人の自己決定を尊ぶリベラルデモクラシーの原則に反し、狭量な復古主義ないしは反動にほかならないと指摘するかもしれない。

本論文では、世界の先住民運動にみられる文化顕示に関するこれまでの分析から自由になり、その違った角度からの評価を試みたい。私の理解では、第四世界と呼ばれる周縁部から、等級化された市民、最も端的には二級市民と呼ばれる、もっとも底辺に位置してきた人々が、近代国家に参入する際に、文化にまつわる諸権利について、先住民の個人と集団が共有する基本的人権のひとつとして重要な価値を見出すことのなかに文化顕示への動きがみられることに着目したい。文化顕示の運動を観察、検討することを通して、我々は、(1) その国家の中心にいる人たちが不問にしてきた近代国家と市民の関係につ

いての再考を余儀なくされる。そして、(2) さまざまな局面ですすむグローバリゼーションのプロセスの渦中にある世界各地で、近代国家 (=植民国家) と市民 (=先住民) との関係について、大いなる社会的試みがおこなわれている可能性をみる。

本文は以下の3つの部分から構成される。

まず、今回の調査期間に遭遇した先住民表象にまつわるグアテマラ国内でのさまざまな動き、すなわち (I) 現地社会での社会問題とそこにおける先住民像の素描を提示する。それらの出来事は報告をうける部外者にとっては、一見エピソードの集積にすぎないかの印象を受ける。しかしながら、それらのなかに先住民表象がどのように提示され、また誰がどのように表象を理解し、その理解にもとづいて行動を起こすか、すなわち社会的に効果をもつのかということを考える。そうすることで、先住民の表象が取り扱われている文脈の〈文化〉の政治力学が見えてこよう。

次に、グアテマラにおいて先住民言語に焦点が当てられてきた歴史的経緯を示す。そこでは (II) マヤ系先住民の言語がどのような形で、理解され、取り扱われ、分析され、また文化顕示として使われてきたのかについて興味深い特異性について知ることができる。1996年の和平合意以降、多文化・多言語主義を国是とするためにその後に創設、整備されてきたグアテマラ言語学アカデミー (Academia de Lenguas Mayas de Guatemala, ALMG) は、言語使用の実態把握、言語学的資料の集積、書記法の確立、文法規則の公定化、そして教育を通じた次世代への継承という活動に従事してきた。これらの前過程には先住民の知識人、北米の言語学者、そして両者のダイナミズムから生まれた現地の言語学者たちの活躍をみることができる。先住民言語の文化顕示をめぐる物語には明確な歴史的社会的変化があることを確認する。

最後に、(III) 先住民言語の文化顕示のように文化の要素——あるいは表象そのもの——が、その都度の社会的文脈や〈文化〉の位置づけをめぐる政治力学のなかでどのように布置されているのかについて分析する。

2. 事件にあらわれる先住民表象

私は、この調査研究プロジェクトにおいて 2005 年から 2007 年にかけてグアテマラ共和国マヤ系先住民、とくにウェウエテナンゴ県やサン・マルコス県を中心とした先住民の言語共同体と多言語が交錯する地域において聞き取り調査をおこなった。調査期間のうち 2006 年 (グアテマラでの滞在は同年 8 月 13 日から 9 月 12 日まで) において遭遇した先住民の文化顕示とそれに関する国家の対応に関する議論には以下のようなものがあった。この調査期間中に遭遇し、かつ筆者が感心をもったテーマは以下の

5点である。(1) 先住民の慣習法に関する報道とそれにまつわるジレンマ、(2) 教育改革に関する論争の展開、(3) 西部諸県の先住民コミュニティにおける鉱山開発反対の住民投票、(4) サン・マルコス県における大規模な麻薬掃討作戦、(5) エボ・モラーレス大統領のグアテマラ来訪、の5点である。

2005年ならびに2007年の調査でえられた資料を加味して、これらのテーマのなかに先住民表象がどのように現れ、植民国家たるグアテマラ政府がそれらに対してどのような政策をとり、メディアはそれらをどのように報道し、また人びとはどのようなコメンタリーをしたのかについて紹介する。

(1) 先住民の慣習法に関する報道とそれにまつわるジレンマ

2006年当初より *Prensa Libre* 等の新聞報道において先住民の慣習法にもとづく処罰が多く報じられるようになってきた。報道された処罰の内容は共同体内における、窃盗や銃を使った同胞への脅迫などに対する鞭打ち、誘拐容疑で逮捕された家族の共同体からの追放、子供の人身売買犯に対する砂利への跪きと(女性への)斬髪などである。グアテマラ政府はILO-169号条約について1996年に批准しているが、国内法では先住民共同体が処罰をおこなうことに関して明確な規定がない。マヤの慣習法の実践は、それ自体がメディアの対象になりやすく、擁護論者にも批判論者にも等しく定式化(ステレオタイプ)した議論に陥りやすかった。

批判派の識者たちは、先住民の権利への誤解の解消と先住民権に関する法的整備や、処罰の司法権力への移管を強く勧めている。たとえば国連のグアテマラにおける人権高等弁務官アンドレス・コンパスは、先住民による慣習法的な処罰のうち極めて暴力なものは先住民の慣習法の実行に関する権利をすでに逸脱しており、それは「マヤとしての権利を誤って庇護している」のだと批判する。他方、先住民護民官のマルティン・サカルショト(Martín Sacalxot)は、マヤの権利が長老会議やコミュニティ評議員たちによって実行されるひとつのシステムであるとしてこれを基本的には擁護している。しかし後者の擁護派の立場においても、そこに三審制を導入するなど、制度そのもの改善が不可欠であることを主張している。マヤの慣習法は尊重すべきであるが、現状には問題が山積しておりじゅうぶんに改善の余地があるわけだ(*Prensa Libre*, 10 de septiembre de 2006)。

マスメディアにおけるマヤ先住民の慣習法の実施に関しては、報道そのものが鞭打ちや断髪など、扇情的な視覚表象が全面に出て、その慣習法の実施にいたる経緯などについて詳しく触れられる機会は少ない。そのため先住民の当事者を含め、具体的なコメントを求めると十分に知らない場合は、当惑ないしは異議が多く返ってくる。たとえば、マヤ先住民が残虐であるイメージというものは植民者やラディノーが長年の間に培ってきたものであり、「本来のマヤのもの」ではないという意見がある。このコメントを私に語ってくれた先住民の男性は、マヤの暴力的な処罰は過去500年の間に、異端審問や租税の不

払いに対して植民者が先住民におこなってきた残虐なやり方を、マヤ自身が後になって模倣したものだと言う。平和な先住民が、残虐な植民者の悪い面を模倣するに至ったのが、慣習法の残虐な側面であるらしい。別のあるマヤ司祭は、実際に彼が経験した長老会議の運営が自分たち自身の文化に対して敬意と感受性豊かなものであり、告発する側も処罰される側も、長い時間をかけて合意形成が達成できるまで議論されるもので、必ずしも人権を逸脱する残虐なものではないと反論する。また近代法による処罰が、犠牲者への賠償というものがほとんどなされず、また加害者の長期にわたる留置が残された家族への経済的負担ばかりをなすという点で、マヤの慣習法の道徳的な利点を強調した。マヤ（ともにマム人である）の両者に強調するのは、メディアの報道はマヤの凶暴さを過度に強調するものであるという点で一致している。新聞報道はマヤ民族が非合理的で凶暴であってほしいラディーノの欲望の反映ということになる。それゆえにマヤの慣習法に関する報道は皮相的であるというのだ。

たしかにマスメディアは、長老会議における慣習法の実践と、地方における警察の腐敗によって司法機能が不能になった状態でしばしば生起する群集暴動的なリンチ事件を「暴力的なマヤ・イメージ」として同じ次元で取り扱う傾向がみられる。

折しも 2006 年 6 月にウェウエテナンゴ県のアカテコ語が話されるサン・ミゲル・アカタンにおいてグアテマラ共和戦線党 (FRG) の市長 Pasqual Tomas José が市中の治安の乱れに対して 84 項目の「犯罪」——その中には児童虐待、飲酒放浪、器物損壊などの他に夜間の飲酒販売、教師の職務怠慢、家庭調和を乱す者、男性のピアス・入れ墨・長髪、午後 9 時以降の往来などが含まれる——を独自に定めそれらを犯したものに対して制裁措置をおこなうことができる独自の「法律」を市の当局者と 104 名の住民（アカタンの人口は約 2 万 2 千人である）の間で締結した。それゆえ、多くの住民を拘束——最初の犠牲者はそのような条例を知らない近隣の町の先住民であった——したり、制裁金を科したりするという事件が発生し、地域に大きく報道された。共同体内部における暴力排除や秩序の取り戻しに対して国家の法とは別のシステムを発動させることに対する報道は、先の先住民の慣習法的制裁に対する違和感を「凶暴なマヤ」——ただしこの場合は「凶暴な市長」——を通して表現されている（*Prensa Libre*, 6 de septiembre de 2006 の記事および風刺画 [コラム] を参照）。

挿画：Prensa Libre の著名な挿画作家 Fo こと Alfredo Morales による風刺画「サン・ミゲル・アカタンにおける司法=正義」：法の女神（ユスティシア）の剣で女性先住民の髪を切る市長（Alcalde）と、自警団と思われる男性は「ここに跪け」と言いながら同じく女神の秤から奪った砂利を地面に敷いている。



(2) 教育改革に関する論争の展開

文部大臣 Maria del Carmen Aceña が進める初等教育の有償化や民営化路線に対する教員組合および学識経験者の反発は強く 2005 年頃より頻繁に抗議行動が行われた。その中でも 2006 年 2 月 9 日の抗議行動では、全国から招集された学校教師たちが、大統領府前の憲法広場をほぼ埋め尽くした。デル・カルメン・アセニャ大臣は就任直後から教育の変化 (transformación educativa) を政策目標として掲げ、教師の質の向上や教育のインフラ整備を唱道してきた。またその改革には、2004 年の時点で初等前教育の普及率が 44%であったものを、2005 年から 4 年間に 75%から 100%に上げるなど具体的な数値目標をあげた。任期の後半ではジグフリード・エンゲルマン考案による本国でも論争が絶えないダイレクト・インストラクション (DI) の教育手法を導入すべく米国から専門家を呼び試行的カリキュラムを実験している。彼女は教師の実績評価制度を導入し、本人および第三者評価にもとづいて昇給水準を決める効率化のための手法も導入した。

それに反発する教育組合や在野の教育改革論者の主張は以下のようなものである。初等教育の無償の維持と教育の質の発展維持、初等教育の民営化の動きへの反対表明、(教育の変化政策で一番遅れていると言われていた) 多民族・多文化・多言語教育の具体的な実施、初等教育から高等教育に向けた首尾一貫した政策の必要性、社会改革の一環としての教育改善への国民的コンセンサスづくりである (“Es necesario impulsar reforma,” *Prensa Libre*, 11 de septiembre de 2006.)。

(3) 鉱山開発反対の住民投票

2005年6月18日のサン・マルコス県サン・ミゲル・イシュタウァカンでの米国グラミス・ゴールド社（モンタナ鉱山開発）による鉱山開発「マルリン」（Proyecto Glamis Gold Marlin）を拒絶する、サン・ミゲルに隣接するシカパカの住民投票⁵⁾以降、サン・マルコス県やウェウエテナンゴ県の各先住民自治体での投票が相次いだ。その例として2006年8月29日のサンタ・エウラリアでの住民投票があげられる〔別記コラム参照〕。"No a la Minería [de Metales]"という標語で有名になったこの運動の、サンタ・エウラリアで私がみた鉱山開発反対のポスターはノルウェー教会が支援するマドレセルバが資金提供していた。都市の書肆にはグアテマラの天然資源に関する書籍が売られ活動家の1人は、私にその本〔Solano 2005〕を見せて資源の外国人への売り渡しについて勉強しているところだと説明してくれた。



Foto Prensa Libre: MIKE CASTILLO

Familias de Santa Eulalia acudieron recientemente a la consulta popular sobre la exploración y explotación minera en esa región.

31 de agosto, 2006

Minería Un total de 18 mil 89 vecinos objetan licencias

Prensa Libre

Traen resultados

HUEHUETENANGO

POR MIKE CASTILLO

SANTA EULALIA ▶ Los resultados de la consulta popular efectuada anteayer en 79 comunidades de Santa Eulalia revelaron que un poco más de 18 mil habitantes canjobales no están de acuerdo con la exploración y explotación mineras en Huehuetenango.

El líder comunitario Rigo-berto Juárez informó que 18 mil 89 vecinos dijeron no en la votación, cinco estuvieron a favor y 62 votaron nulo o se abstuvieron de opinar. En el salón municipal de Santa Eulalia se concentraron y contabilizaron los datos.

Los centros de votación se instalaron en cada comunidad, donde los vecinos emitieron su sufragio por el sistema de mano alzada y se inscribieron en un libro de actas para legalizar la votación, y para tener un control de los asistentes.

Un grupo de vecinos, integrado por representantes de

cada comunidad, viajó ayer a la capital para reunirse hoy con diputados al Congreso y con autoridades del Ministerio de Energía y Minas, para presentar los resultados de la votación.

"Queremos que el Gobierno comprenda que en Huehuetenango no queremos la minería, porque daña la naturaleza", citó un vecino que no quiso identificarse.

Este mismo año, vecinos de San Juan Atitán, Concepción Huista, Todos Santos Cuchumatán, Colotenango, y Santiago Chimaltenango también rechazaron la minería.

〔写真キャプション〕 サンタ・エウラリアのいくつかの家族は、この地域の鉱山探査と開発に関する住民投票（consulta popular）にでかけたばかりである。

【鉱山】 総計 1 万 8 千 8 9 の住民が認可に反対の表明

— 住民投票結果 首都へ (Traen resultados) —

【ウェウエテナンゴ】 マイク・カスティージョ署名記事

サンタ・エウラリア発: 当地の 79 のコミュニティにおいて一昨日実施された住民投票の結果で 1 万 8 千のカンホバル人の居住者は、ウェウエテナンゴ県における鉱山探査と開発に不同意であることを表明した。

コミュニティの指導者であるリゴベルト・ファレスは、1 万 8 千 8 9 人の住民がノー、5 人がイエスと答え、6 2 人が無効ないしは棄権であったと報告した。サンタ・エウラリアの市民ホール (salón municipal) には投票情報が集約集計された。

投票所はそれぞれのコミュニティに設置された。そこでは立会人による管理のもとで、住民が申し立て制度によってその一票によって意見表明し、投票の真正性を証明する記録簿に登録された。

それぞれのコミュニティからなる代表から構成された住民代表団は、昨日首都にむけて旅立ち、国会議員におよび鉱山エネルギー省の当局者に接見し、投票の諸結果を報告するために本日集結することになっている。

「ウェウエテナンゴでは我々が鉱山 [開発] を望んでいないことを政府が理解することを我々は望んでいる。なぜなら鉱山は自然環境 (la naturaleza) に害をもたらすからだ」と、匿名を希望する住民の一人は指摘した。

今年になって、サン・ファン・アティタン、コンセプション・ウιστα、トドス・サントス・クチュマタン、コロテナンゴ、サンティアゴ・チマルテナンゴの住民たちもまた鉱山 [開発] について拒絶している。

『プレサ・リブレ』紙、2006 年 8 月 31 日

(4) サン・マルコス県における大規模な麻薬掃討作戦

サン・マルコス県の山岳地帯 (タフムルコ、イシチグアン、テフトラ、コンセプション・トゥトゥアパ、サン・ミゲル・イシュタウアカン) で大規模な芥子 (けし) 栽培が発見、2006 年 8 月 30 日にその栽培組織の大物中の大物コルネリオ・チレル (Cornelio Chilel) 容疑者が摘発された。投入された人員は 800 名の警察官、300 名の兵士、23 名の検事、3 名の判事が同行している。芥子の栽培に関する情報は、そのアメリカ大陸におけるその最大の消費国の米国政府の取締当局からの衛星写真による情報提供によっている。都市スラムにおける薬物濫用と南米から北米への麻薬取引ルートの中継地としてのグアテマラでは、麻薬取引に関する種々の犯罪が報じられない日はない。

マム系先住民が多く住むサン・マルコス県は、ハリケーン・スタンの最大の被災県であり、同時に低開発地域である。内戦時代のゲリラの山岳ベースが存在したように遠隔の地であり、近年治安が悪い。

私の知人の父親も同県の村落部において強盗団の嫌疑をかけられリンチ寸前になり収監されたことがある。収監に纏わる自治体と警察のスキャンダルを暴露しようとした私の知人は、のちに電話による脅迫を受け地元警察の監視下のもとにありながら代償金を強奪されたという痛ましい経験をしている。

さて件の麻薬王チレルは翌年の 2007 年 7 月 23 日に収監先のケツアルテナンゴから、全く不可解な理由で麻薬栽培地の近隣の小さな町タカナに護送途中で、武装集団により奪還された (=逃亡した)。同年 2 月に起こったエルサルバドル議員殺害にからむフティヤパの麻薬コネクションの関係者の逮捕、容疑者の組織犯罪担当 (DINC) の警官たち 4 名のボケロン刑務所での殺害。これにつづく 5 月のカルロス・ビルマン内務相の辞任。さらに国家警察長官、国家刑務所システム長官の相次ぐ辞任。これらの一連の出来事から、チレル逮捕に関わった警察や軍関係者への報復の恐れから、当局が自作自演の (なぜなら犠牲者は皆無であった) 解放劇をおこなったのではないかと、地元の識者たちは噂をしていた。

グアテマラのスペイン語で麻薬の運搬屋・栽培者・交易ディーラーなどを総称する *narcotraficante* あるいは単純にナルコ (*narco*) という名称は、サン・マルコス県では極悪人やマフィアと同義語であり、政敵を罵倒するための決まり文句でもある。しかし同時に、その当事者たちの実態とは無関係に、多くの人びとは「貧しい山間部での農民の味方でもはや彼らとは無縁で生きていくことができない」山村の窮状こそが *narco* という魚たちを生きながらえさせる水源であることに誰も異論を挟まない。ナルコたちが生息せざるをえない社会状況を想像し共感することを、サン・マルコスの人たちはほとんど苦勞することなくやってのける。

(5) エボ・モラーレス大統領の来訪

2006 年 9 月 12 日ラテンアメリカ先住民基金第 7 回国際会議のためボリビア大統領エボ・モラーレスがグアテマラを来訪した。モラーレスは同年 1 月 22 日に大統領に就任したばかりで、ボリビアの大統領選挙中でのグアテマラ国内での報道については国際欄で簡単に報道されるにすぎなかったが、大統領就任後は、彼の出自であるアイマラ先住民のスタイルでの演説や伝統的儀礼への参加の写真がグアテマラ訪問の直前から大きく報道されるようになった。また、彼はボリビアのチャパレ (Chapare) (6) でのコカ栽培者たちの労働運動に参加していたこともあり、先住民としてのコカ栽培の合法化論者でもあった。しかし、グアテマラ訪問におけるモラーレスの姿は、むしろ先住民大統領ということで、リゴベルタ・メンチュとの対比がされるかたちで報道されていた。

モラーレスは、グアテマラ国会での招待演説で米国のラテンアメリカ移民の政策について批判し、親米のグアテマラの政策に注文をつけた。

先住民の日が制定されている 8 月 9 日前後はグアテマラにおいてはマヤをはじめとする先住民会議な

どが開催され、メディアの報道も政治に関わらない文化的側面に関する報道が増える。他方で、その偏った報道にメディアみずからが均衡を取るかのように、先住民の人権擁護に関わるマヤ護民官 (Defensoría Maya) のコメントを掲載する。グアテマラでは基本的人権への侵害が引き続き起こり、政治的・経済的・法的にさまざまな不利益を被る現状と多文化主義政策をとらない政府の対応を護民官のメッセージを通して報道する。

以上が 2006 年の調査期間内に起こった事件であり、ここで私が関心をもって報告するものである。それらの出来事は報告をうける部外者にとっては、相互に十分な関連性をもたないようにみえる。だが、先住民表象が見え隠れする点では共通した話題だ。それらのテーマは解決済でもないし、類似の事件が繰り返し起こる。それぞれにみられる先住民表象の要素がお互いに関連性をもちながら、現在進行形としての先住民に関わる社会問題を形成していると言えよう。

このような諸事件を羅列しても、それらの要素の間に伏在する関係はなかなか見えてこない。そのため次節では、角度を変え、言語に焦点を絞り、その研究がどのように生成し、現在に至っているのかという変化を追いかけてみよう。これまでに述べた文化的要素の断片の布置を整理するため、現象を時間的展開のなかで捉えることが次節の目的である。

3. マヤ運動による言語研究の活性化とその影響

マヤ運動や汎マヤ運動 (Movimiento Maya/ Pan-Mayan movement) あるいは、フィッシャーとブラウン編による著名な論文集の書名から借りると Maya Cultural Activism という 1990 年代から非常に活発化してくる先住民社会運動において、マヤの先住民言語の維持と継承は非常に重要なテーマでありつづけている [Fisher and Brown 1996]。先住民言語が維持されるためには、言語使用の実態把握、言語学的資料の集積、書記法の確立、文法規則の公定化、そして教育を通じた次世代への継承ということが不可欠である [太田 2001:167-174]。自分たちの言語の消失に対する危機感を感じ、それを維持／復権し、公定化しようとする人々を、Joshua Fishman は言語忠誠運動 (Language Loyalty Movement) と呼んだ [Brown 1996]。

人間の生活にとって不可欠であり、その維持継承について普通は問題化されない先住民の言語の使用というが、なぜこれほどまでに重要になってきたか。それはマヤの人たちにとって、生活に密着してきた言語が、先住民文化のもっとも強力な文化表象すなわち、先住民性にとっての強力な指標に他ならなかったからである。それゆえに、先住民性を否定する植民者・独裁者・近代主義者・ならびにネオリ

ベラル論者からは、先住民の価値下落のために言語使用の卑俗さ、言語としての完成度の低さや非論理性、家庭用すなわちドメスティックな言語、普遍性をもたないヴァナキュラーで汎用性に欠ける言語、近代化により消滅する言語、および経済的成功には無縁の言語であるという俗説があたかも真実のように取り扱われてきており、今日においてすらスペイン語の「方言」という偏見が流通している。

ラディーノによるマヤ言語の否定がこの典型で、これは先住民言語に関する現地の知識人や一般庶民の間でのステレオタイプになってきた。すなわち「マヤ言語は方言 (dialecto) である」「マヤ文法は、スペイン語文法の亜流——「賸のスペイン語」——であり、独特の文法体系をもたない」。これらは、言語学者たちが、マヤ言語が能格言語であるというユニークさを特に強調するのは好対照をなす。また、マヤ語独特の声門閉鎖音 (glottalized) などの特徴的な発音を理解できずに正常でない奇妙な発音 (動物や鳥の鳴き声に擬される) であると難ずる者もいる。もうひとつの先住民言語の否定表現は、家庭内と公的な場におけるバイリンガルの使い分けの実態を知らずに、先住民言語が公的な場で使われなくなったという観察にもとづいて、先住民言語の存在を無自覚的に否定していることもある。

しかしながら 1980 年代以降、マヤ言語についての知見は、北米の言語学者と彼らが指導する言語学教育を受けたマヤ人たちの協働作業により、急速に発展する [本論文末の年表を参照]。考古学者によるマヤ碑文の研究は早くから始まっているが、現代マヤ言語の表記法は、1950 年代に Instituto Verano Lingüístico / Summer Institute of Linguistics (SIL) と Instituto Indigenista Nacional (IIN、グアテマラ先住民局) による聖書翻訳を通じた布教から始まったと言われる。SIL は 1934 年にウィリアム・キャメロン・タウンゼントが始めたプロテスタント系宗派のひとつである。この宗派の教義は、世界のすべての言語において新約聖書の翻訳が完成する時にイエス・キリストが光臨すると解釈していることにある [SIL online]。今日において、世界各地で布教活動を目的としてさまざまな福祉サービスを提供すると共に言語学データの収集に基づいて表音文字化し、そこから聖書を現地語に翻訳しているのが SIL である。しかしながら、創始者のタウンゼントは 1919 年にすでにグアテマラのカクチケル語の先住民地区において住民教育に携わっている。そのためカクチケル語による SIL の聖書翻訳は、他のマヤ語のそれよりも最も早い時期におこなわれ、出版された。

他方、1940 年のインターアメリカン・インディヘニスタ会議 (パツクアロ会議) の結果として、メキシコとグアテマラではインディヘニスタ政策にもとづく先住民局の設置がもたらされた。グアテマラでは革命後の翌年の 1945 年に設置され、Antonio Gouband Carrera が局長に就任した。先住民局の政策は要約すると先住民に対する次の 3 つのテーゼを基調としている。すなわち、1. 先住民の経済的ならびに社会的脆弱性の認識、2. 先住民の国民文化への統合の必要性、3. 先住民文化の積極的評価である。メキシコにおける先住民庁 (Institute Nacional Indigenista, INI) とはことなり、グアテマラでは、

1. の先住民の経済的ならびに社会的脆弱性は、それほど意識されず、設立当初はもっぱら、2. の先住民の国民文化への統合が政策の中心となっていた。しかし、後の研究者によると先住民局は十分にその機能を全うせず、1960年代に唯一、先住民文化に関するさまざまな報告が出版されたにすぎなかったといわれている。ちなみにこの時期 1960年代には教育省が Seminario de Integración Social という一種の文化局な組織を設置し、北米の文化人類学のモノグラフや理論的論文（例えば American Anthropologist 収載のもの）のスペイン語版翻訳物を多種多量に出版した。

1952年にSILの援助で先住民局がグアテマラでの先住民向けの初等教育の教科書の配布と教員への研修をはじめた。その際に、宣教師でもあるSILの言語学者たちはマヤ語のコミュニティの方言の差異に即したマヤ語の表記法を作成することに着手した。

他方、先住民側からは自らのポ波尔・ブフの翻訳を通して文芸復興をめざしたトロニカパン県サン・フランシスコ・デル・アルト出身のアドリアン・イネス・チャベス (Adrián Inés Chavez) によって、すでに1945年にキチェ語で表記法を提唱していたが、チャベスの表記法は、彼に私淑する弟子たちの間でしか普及しなかった。しかし彼のマヤ語に対する情熱は生涯変わらず。またその弟子たちの相互の紐帯はつよく、1949年には第1回国民言語学会議を開催し、1959年にはマヤ・キチェ言語アカデミーを創設するにいたる。このような先住民の知識人の地道な活動により、1970年代前半にはチャベスの活動基盤になったケツアルテナンゴ県はマヤ先住民によるマヤ人のためマヤ言語学研究の中心地になった。

さて、北米人類学者による言語研究は、70年代以降、テレンス・カウフマン (Terrence Kaufman)、ノラ・イングランド (Nora England) らの北米言語学者たちと彼らをグアテマラ側で受け入れたフランシスコ・マロキン言語プロジェクト (PLFM) による記述言語学上の蓄積を通してはじまると言えよう [太田 2001:174-180]。このプログラムが我々にとって大変興味深いのは、北米言語学者たちが、若い先住民の人たち——主に初等教育の教師たち——に基礎的な記述言語学の知識を授け、彼らが共同体に戻った時に、自分たち自身で言語学の調査ができるように育てたことにある。この努力の結果、1975年にはフランシスコ・マロキンの指導部に先住民出身の言語学者が就任することになった。また北米言語学者たちは、歴史言語学的分析手法の導入により、マヤ語の祖先型であるプロト・マヤ語を再構成し、かつてSILが固執していたコミュニティレベルのみで通用するマヤ語表記を、標準語化を可能にする一般的な表記法を考案し、提唱するに至った。

PLFMの主任言語学者であったカウフマンは、それまでの誤って教えられていた、マヤ言語の発音体系をスペイン語のそれに当てはめるという自民族中心主義的な手法を矯正し、近代言語学にもとづく教育法を導入すると同時に、地方共同体ごとのSILによる言語表記法を批判した。グアテマラのSILのリーダーたちは、これに対抗してアメリカの本部に対して、新しい表記法の開発を要請した。この当時PLFM

により研修をうけたマヤ先住民の数は 80 名を超えるといわれ、カウフマンが指導したマヤ語の表記法と言語学的手法にもとづいて文法・辞書編纂に従事している。

これらの出来事は、結局のところヴァナキュラーな文法規則を超えて、同一言語集団間での意思疎通をより円滑するための標準文法づくりや語彙の統一化へと結実することになる。専門の言語学者から出発した、このような運動はきわめて特異的である。なぜなら、日本の国語教育や韓国における訓民正音（ハングル）のように、国家における言語の標準化のほとんどは国家や王朝からなされ、言語の標準化が母語の使い手自身からコンセンサス形成を通して決まっていくことは未曾有の経験に他ならない。

このような歴史的経験を経て、過酷な内戦状況が沈静化する 1984 年には第 2 回国家言語学会議が開催され、これを契機にグアテマラ・マヤ言語アカデミー（ALMG）が今日公式に認められた表記法を採用することになる。同アカデミーは 1990 年の政府系の独立法人になり、現在に至っている。この 1984 年の会議とは、1949 年のチャベスが招集した第 1 回目の会議を歴史的に継承するものと記憶されており、この会議に参加したマヤ（グアテマラ）の言語学者や教育学者たちは、マヤ語の復興におけるチャベスの歴史的意義の顕彰とその歴史的継承を最重要視していることがよくわかる。

他方、国家はマヤの先住民たちをスペイン語化するためのバイリンガル教育を 60 年代に開始したが、言語表記法を通して先住民性を取り戻してきたマヤの人たちの先の運動とは逆のモーメントをもつと言える。すなわちインディヘニスタの政策を踏襲しつつ、バイリンガル教育とは国民統合のために、モノリンガルのマヤ系先住民にスペイン語の運用能力をつけさせるための導入のためにおこなうというものである。そのためバイリンガル教育は初等教育の初期だけにのみ使われ、バイリンガルの先住民教師によっておこない、その後の高学年の教育はラディーノの教師たちによってスペイン語の運用能力の向上を図るという計画にほかならなかった。

バイリンガルによる初等教育に関しては、実は SIL よりも政府教育省のほかにカトリック教会が大いに協力した。カトリック教会は 1940 年代末から、村落の反共と近代化をめざすアクション・カトリカという刷新運動をマヤ村落で開始した。当初は、カソリックのカテキズモを徹底化させ、プロテスタント布教への歯止めと、マヤの伝統宗教の廃止を目指していたが、1960 年代後半からは宗教的实践よりも、社会運動のほうにその力点が移動してくる。そこでは協同組合、学校教育、保健センターの設置などが行われることになる。カトリック教会は、バイリンガルの先住民教師を養成するために多くの奨学金を交付し、先住民の優秀な子弟を師範学校に送り込んでいった。しかし皮肉なことに、この子供たちは、彼らの形成途上の師範学校でラディーノの教師や生徒たちから過酷な人種・民族差別を受け辛酸を嘗めた。その結果、皮肉なことに、1980 年代にいたって、マヤ言語の復権が謳われた時に、自らの文化復興の重要性に目覚め、村落で最初に反応し、また文法書の整備や標準語化への協力を惜しまなかった。他

方で、先住民のバイリンガル教師たちは、内戦の後期においてはゲリラのシンパサイザーの嫌疑をかけられ、拷問や殺害の対象になり、多くの人が命を失った。

1996年末の内戦の和平合意後においては、グアテマラが民主国家化するための要件として多民族・多言語・多文化性の承認とともに、バイリンガル教育において提供側と受け手側では微妙に齟齬が生じていった。現在、文化ならびに教育関係の省庁に先住民出身の人たちが僅かずつ参入していき、先住民族の文化を理解することのなかに言語教育の重要性が認識されるようになった。今日では、バイリンガル教育は和平合意後の多文化・多言語・多民族政策の具体的な遂行として位置づけられ、内戦終結以降の教育改革にとって重要な課題と位置づけられるようになった。

しかし他方で、近年の北米への移民労働者の増大による経済の復興などを通して、ネオリベラル経済主義の影響を受けた新しいラディーノ官僚や商工会議所のエリート経営者たちの登場により、伝統的な先住民文化の尊重や先住民言語の使用は、新しい社会経済体制においてはそぐわないものとされた。先住民文化や言語はグアテマラ国民国家の〈栄光の遺産〉すなわち記念碑的な添え物としてのみ扱われるようになりつつある面についても指摘する必要がある。ネオリベラル主義流の主張によると、グアテマラにおけるバイリンガル (biligüe, bilingüismo) とは、英語とスペイン語を流暢に操る話者のことを指し、新しい時代のビジネス・パーソンの資質とされるようである。この新しい思想について、マヤの人たちにもその影響力は無視することができない。たとえば、現地のマヤ語と第一の国家公用語でありつづけるスペイン語を流暢に話す先住民の人に、その人の素晴らしいバイリンガル能力について我々が指摘して、彼らははじめてその「事実」を自ら発見することを私はなんども経験してきた。しかし、そのような先住民の能力とプライドを理解する「事実」は、いまだ公的な言説としては流通していないのが現状だ。かつてラディーノたちが声高にスペイン語に対するマヤ語の劣等性を主張していたが、今日ではグローバルなビジネス・スタンダードという理想が、マヤ語の使用をナンセンスなものとする。このようなネオリベラル主義の価値観は、マヤ人たちの文化顕示としてのマヤ諸語をより洗練させていこうとする価値観とさまざまな局面で衝突する。

このように、言語使用を先住民性の標識としてみても、その重要性を誰が主張し、どのように利用を促進していくのか、またその利用がより上位のコンテキストのどのような評価を受けて流通していくのかということを峻別しないかぎり、文化顕示 (heritage work) がグローバル化した世界のローカルな文脈のなかで多様な政治実践になりうるが見えてこないように思われる。そこで、マヤ言語の使用をめぐる価値観の多様性についてのおおまかなアウトラインを占めそう。

それはマヤ語という言語に直面したコミュニティ (共同体) の外部の人と、他ならぬ言語使用者との間にできた〈言語の取り扱いに関する当事者間の合意〉に関する多様性であった。生活の中で母語を自

然に使用するのではなく、母語の使用者の助けを借りて理解不能なものを理解可能なものにする過程でもある。別表に掲げたように、布教、文化政策、自らの文化アイデンティティの復興、国家教育などさまざまな目的のために言語を理解し、使おうとする歴史の変遷でもあった。ただし、マヤ語に与えられた地位や、そのことにもとづいてマヤ語に取り組もうとしてきたエージェントは歴史の変遷をたどるが、人はその目的に従って、これらの表にあげたさまざまな言語の機能を活用しようとする。したがって、それらはすべて現在同時進行する活用の実態に関する多様性を示すものでもある。

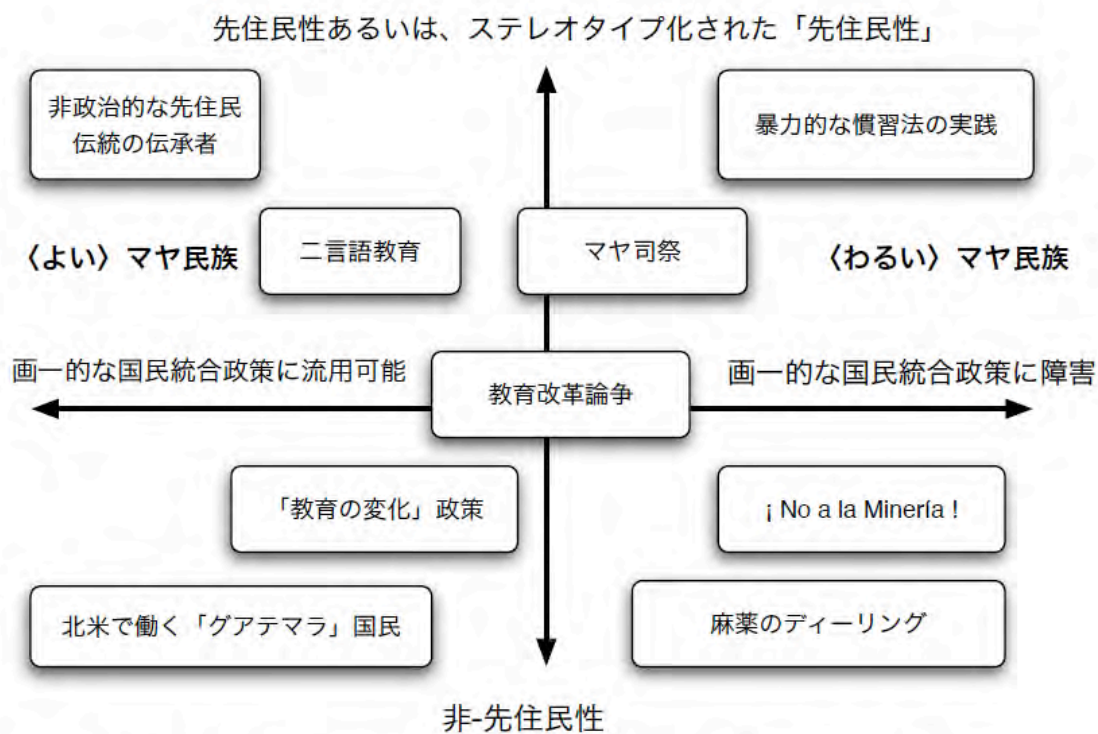
| マヤ語の地位(エージェント) | 機能 | 利用者 | 流通 | 評価 |
|--------------------------|---|-------------|--------------|---|
| 布教言語(SIL) | 宗教的ドグマの普及手段としての聖書翻訳 | マヤ人、牧師 | 宗派内 | 言語表記の社会化、マヤ言語のテキスト化 |
| 民俗言語(III) | フォークロアとしての語彙収集とその標本化、先住民の国民生活への統合 | 一部の行政関係者 | 博物館、政府刊行物 | ラディーノ政権のパターナリズムに基づく先住民保護政策、SILの協力による初の教育教材の開発 |
| 文芸言語(マヤ・キチェ・アカデミー) | マヤ言語の文芸復興 | マヤ知識人、先住民教師 | マヤ知識人、先住民教師 | マヤ人による独自表記法開発の嚆矢、民族アイデンティティの源泉としての神話・文芸作品の評価 |
| バイリンガル教育言語(教育省) | モノリンガル先住民にスペイン語の初等教育をおこなうためのマヤ語の初期利用 | マヤ人小学校教師、児童 | 小学校内 | 児童の公教育への機会向上、ただし書記法は定着せず。公教育におけるマヤ語の言語使用の最低保障のみ。 |
| 記述言語学(フランスコ・マロキン、北米言語学者) | 先住民に記述言語の知識を授け、自らの言語を記述し、文法を分析することができる | 言語学者、文学者 | マヤ言語学界 | 先住民言語学者の輩出、文法書や辞書編纂の進捗、マヤ諸語への近代言語学的正統性の附与、マヤ語の標準化の促進。 |
| 民族文化言語(ALMG) | 憲法に保障されたすべての先住民が多文化・多民族・多言語社会の日常生活をおくる。 | 国民(理念) | 先住民を含む国民(理念) | 記述言語学で達成された評価をより推進してゆくことが目標。内部的には官僚主義により民俗言語化の危惧、対外的には組織の形骸化ないし |

| | | | | |
|--|--|--|--|-----------------------|
| | | | | はリストラ(民営化等)されることへの危惧。 |
|--|--|--|--|-----------------------|

4. マヤ民族とその表象の位相

私が第2節で述べた「報告書」の中のメモランダム風の記述にみられるそれぞれの先住民表象、すなわち、(1) 先住民の慣習法に関する報道とそれにまつわるジレンマ、(2) 教育改革に関する論争の展開、(3) 鉱山開発反対の住民投票、(4) サン・マルコス県における大規模な麻薬掃討作戦、(5) エボ・モラーレス大統領の来訪を、さまざまな文化表象の幾つかの弁別的要素の組み合わせの中で位置づけられるならば、それらの要素がどの程度近接し、また、どの程度乖離しているのかについて明らかにできるはずである。

そのための、それぞれの文化的要素あるいは文化的テーマの配置に関する分析のためのひとつの仮説が別図である。この図の縦軸での、上方の極はそのテーマと先住民性との強い結びつきが強調されるものであり、下方の極は正反対に先住民性をそのテーマのなかに認めにくいというもので構成される軸である。ネオリベラル政策をとるラディーノがヘゲモニー（あるいはより直截的には権力そのもの）を握る国家であるグアテマラでは、先住民性は単に標識として識別されるだけでなく、文化的価値観をもって峻別される。



グアテマラにおけるマヤ民族とその先住民表象の位相

グアテマラ国家がマヤ先住民と対峙する時に、もっとも気がかりなのは、少数派であるラディーノが国民統合による運営に多数派の文化表象をどのように取り込むのかというものがある。そもそも混血の末裔であるメスティソすなわちラディーノは、ヨーロッパ起源の植民者と先住民という2つのルーツをもち、そのことは十分に自覚されている。にもかかわらず植民地からの独立以降もラディーノは人種政治において植民者の役割を継承し、自らの先住民性を忘却・否定することでアイデンティティを保持するようになった。他方、先住民アイデンティティは、アプリアリというよりも国民国家化に抵抗したり交渉したりする過程の中で育まれてきた。このような両義的な感情はラディーノの人種意識が、自らの属性の一部として具有し、かつ同胞であるとも言える先住民の文化要素に対して賞賛と抑圧という分裂した態度の中に出る。したがって、ラディーノの文化政治におけるマヤ先住民の表象は端的に言うと、国民統合の政策に都合のよいマヤの文化表象すなわち〈よいマヤ民族〉と、画一的な国民統合のイメージにそぐわないマヤの文化表象すなわち〈わるいマヤ民族〉の価値の左右に分裂せざるを得ない。ちょうど9/11以降、当時の米国大統領ジョージ・ブッシュ・ジュニアが「テロとの戦い」を正当化するためにイスラム教徒をこの「よい／わるい」という二分法に分類したように [マムダーニ 2005:15-16,302]、グアテマラ政府やメディアにとってその国民の多数派をしめるマヤ系先住民は、そ

の統治に都合のよいマヤ民族と共同歩調をとることが国益になると考え、わるいマヤは統治のための弊害と考えるようになる。これらの分裂傾向は、その傾向性として水平の軸の間にそれぞれの文化の要素を位置づけることができる。

もちろんこれらは、図に固定されつづけるようなスタティックなものではない。調査期間を通して、それぞれの座標の方向に動くモーメントのように微妙な力学が働いて移動しつつあるように思える。つまり、これらの動きはある植民国家の歴史が直面する必然性として見るべきものではなく、むしろ植民国家の歴史がもちうる蓋然性つまり、さまざまな形を持ちうる社会の一種の可能態として、具体的なフィールドワークを通して我々が読み取るべきものであると思われる。

5. 結論

〈わるい〉マヤがラディーノにつきつける中心的な主張の中には、西洋＝植民者への批判というメッセージがあるために、むしろ自分たちの主張に耳を傾けるグアテマラ以外の聴衆を意識した反植民地主義的な主張に多く彩られている。そのような（呼びかける相手と耳を傾ける相手の）矛盾は、グアテマラ国内でもっとも脅威を感じているラディーノの保守派あるいは先住民嫌悪の感情からみると、きわめて狭量な原理主義、本質主義に映る [e.g. Morales 1998]。他方、マヤの本質主義的主張を認める／認めないにかかわらずマヤ運動を見守る研究者にとっては、たしかに居心地は悪くないポジションである。それは今日においては、マヤ問題はマヤの先住民の主張の難しさではなく、それを受け入れる（べき？）ラディーノ国家がまだ国内問題としての先住民の権利を認めていないことに起因し、外国人研究者にとっては、自分たちに疑問を突きつける問題系として登場していない証左であるかもしれない。

マヤの人たちの存在様式という自己主張をめぐる研究が、グアテマラ国内における人権問題であるという研究の枠組みを超えて我々に対して興味深く感じるのは、それを外国の研究者としてどのように理解し、自国の人たちにどのように伝え、どのように関わるべきなのかという問題を、実践的関与という標題を掲げなくても、常にフィールドワークを通してマヤの人たちが突きつけてくるからである。

マヤのグアテマラの場合は、そのようなマヤ運動の文化概念の形成にとって、グアテマラの国外から入った言語学や文化人類学が貢献している。このような文化＝政治運動における文化人類学の貢献は、これまでの植民地状況下における先住民の統治制度に関して適切な助言をおこなうことを期待されたり、逆に人間の多様性の証明という文化相対主義的な使命をおびた現地資料の収集をしてきたりした、従来の文化人類学の活動とはまったく違った学問像の可能性を [学問実践を通して] 提示している。グアテマラと同様、コロンビアのように先住民運動の活動家や地元の研究者への暗殺が日常化するなかでは、

そのような新しい社会関与のスタイルが求められるのはなおさらである。[Rappaport 2005]。

ネオリベラル理論家の中には、多文化主義や人種差別反対は、ネオリベラルの主張と軌を一にするので、それまでの経済体制同様に先住民への抑圧が続くということは今やありえないという楽観論的な主張がある。なるほど言いかえると、ネオリベラルの問題系においては、民族や文化の差はグローバリゼーションの過程の中で消失してゆくので、文化や民族の差異に関する関心そのものがないということに過ぎない。ネオリベラリズムにおける人間観は、文化的アイデンティティをもつ主体ではなく、経済的自己決定権をもち、自由競争のもとで自分の努力と能力を使って経済的に豊かになる主体を想定しているからだ。またそれ以上に、ネオリベラル思想は、先住民の考え方とは連結しにくい。そういう状況にこそ政治経済において周縁化された先住民は、容易に〈よい／わるい〉の相互排他的なイメージの二元論のなかで容易に〈わるい先住民〉として分類されてしまう。

そのようなステレオタイプの悪循環から逃れるための方途は、この思想的単純化から自由になることに他ならない。マムダーニ [2005:299] が指摘するように、単純な善悪の二元論の呪縛から距離をおき、対話にもとづく和解を模索することにある。2006 年に2度にわたる対立候補である愛国党 (Partido Patriota) のオットー・ペレス・モリーナ元将軍とのデッドヒートになった大統領選挙を勝ち抜いて勝利した国民希望同盟 (Unión Nacional de Esperanza, UNE) のアルバロ・コロソ・カバジェーロスが 2007 年 1 月 14 日の大統領就任演説で「国民和解」をキーワードにして、(i) 地域 [分権] 化、(ii) 生産性、(iii) 統治性、(iv) 連帯、という 4 つの国家プログラムを提示した。先住民文化の尊重については連帯のプログラムで触れられていたが、それはこれまでの政権の公式見解を超えるほどのものではなかった [Gobierno de Guatemala, online]。これは 21 世紀に入って以降、米国のグアテマラ労働移民からの送金と自由貿易協定のもとでの経済成長を維持している国家元首が、国民の多数を占めている先住民に訴えかける就任メッセージとしては、私にとってはいささか落胆すべきものであった。ネオリベラル経済の文脈においては、国家にとって〈わるい〉ものを含めても、先住民や文化は重要な要因にはならないものになってしまったのであろうか。

しかしながら、マヤ系先住民のうちでもさらに「辺境」に住むサン・マルコスやウェウエテナンゴの村落民からみれば、国家元首が替わったぐらいで自分たちの政治的、経済的状況に大きな変化がもたらされるだろうという期待をもつほうがどうかしていると思われるだろう。植民者のパターンリズムに期待することは馬鹿げているからだ。本論文で言語表象の社会的地位がさまざまな変遷を遂げながら多様性を獲得していったように、先住民社会そのものも、我々の想像以上に国家やグローバル経済といった外部環境の変化に柔軟に対応してゆくに違いない。そのような事態についてより明確に説明をするための次の我々の課題がグアテマラの先住民社会と国家の関係になかには山積している。

註

(1)本研究によるグアテマラにおける現地調査は、平成 17・18・19 年度科学研究費補助金「先住民の文化顕示における土着性の主張と植民国家の変容」(研究代表者：太田好信・九州大学大学院教授) によって可能になった。研究代表者の太田教授には全研究期間を通して研究上の助言から現地での調査においても、言葉に表せないほど大変お世話になりました。この場をお借りして謝辞を申し上げます。

(2)先行研究において「植民国家」を冠したものに、Weitzer, R., 1990. *Transforming settler states : communal conflict and internal security in Northern Ireland and Zimbabwe*. University of California Press. などがあるが、本文で紹介している内容は太田教授により科学研究費補助金の打合会議(2005年6月18日、吹田市)において説明を受けたものである。

(3)「文化顕示」(heritage work) についても、太田教授により科学研究費補助金の打合会議(2005年6月18日、吹田市)において説明を受けたものである。

(4)事例にあげられている内容は、太田教授による平成 15 年度のための提出の科学研究費補助金(当該年度は不採択)の申請調書に記載されたものである。

(5)スペインの独立系プロダクション Caracol による DVD ドキュメンタリー “Sipakapa, No se vende” (Sipakapa qal k’o pirk’ey xik), 55min, 2005 がある。

(6)チャパレはコチャバンバの4割を占める地域でボリビア最大のコカ栽培地である。1980年代後半に米国は2万ドルに及ぶ借款を実施して代替作物への転換を試みた場所である (Sanabria, H., 1993, *The Coca boom and rural social change in Bolivia*. Pp.28-9, p.176, University of Michigan Press.)。

文献

Brown, M. 1996

“The Mayan language royalty movement in Guatemala,” In Fisher, E.F. and R. McKenna Brown eds., Pp.165-177.

Fisher, Edward F., 1996.

“Induced Culture Change as a Strategy for Socioeconomic Development: The Pan-Maya movement in Guatemala,” In Fisher, E.F. and R. McKenna Brown eds., Pp.1-18.

Fisher, Edward F. and R. McKenna Brown eds. 1996

Maya Cultural Activism in Guatemala. Austin: University of Texas Press.

Gobierno de Guatemala, online

DISCURSO DEL INGENIERO ÁLVARO COLOM CABALLEROS PRESIDENTE DE LA REPÚBLICA DE GUATEMALA,

<http://www.guatemala.gob.gt/noticia.php?codigo=371&tipo=1>

ホブズボウム, E.と T. レンジャー編 1992

『創られた伝統』前川啓治 他訳、東京：紀伊國屋書店。

マムダーニ, M. 2005

『アメリカン・ジハード：連鎖するテロのルーツ』越智道雄訳、東京：岩波書店。

Morales, Mario Robert 1998

La Articulación de las Diferencias o el Síndrome de Maximón. Ciudad de Guatemala: FLACSO.

太田好信 2001

『民族誌的近代への介入：文化を語る権利は誰にあるのか』京都市：人文書院。

Pappaport, Joanne 2005

Intercultural Utopias: Public intellectuals, cultural experimentation, and ethnic pluralism in Columbia. Durhan: Duke University Press.

Summer Institute of Linguistics, SIL online

History of SIL, <http://www.sil.org/sil/history.htm>

Solano, Luis 2005

Guatemala: petróleo y minería en las entrañas del poder. Ciudad de Guatemala: Infopress Centroamericana.

附表：グアテマラの「先住民と国家、および先住民言語」に関する年表

| 年 | 先住民と国家 | 先住民言語 |
|-------|--------------------------------|---|
| 1910s | | SILの創始者 William Cameron Townsend カクチケル地域で先住民教育に携わる(1919)。 |
| 1920s | | |
| 1930s | | 米国アーカンソーで SIL のセミナーが始まる(1934)。 |
| 1940 | インターアメリカン・インディヘニスタ会議(パツクアロ)開催。 | |
| 1941 | | |

| | | |
|------|---|--|
| 1942 | | |
| 1943 | | |
| 1944 | グアテマラ革命(～1954年) | |
| | 先住民に課せられてきた強制労働賦役が撤廃される。 | |
| 1945 | | Antonio Gouband Carrera を局長とする Institute Indigenista Nacional, IIN がアレバロ政権下で創設。 |
| | | Primera Convención de Maestros Indígenas de Guatemala, Cobán, で Adrián Inés Chavez(1904-87) 27文字からなるキチエ語(Kí-chè)の新しい表記法を提唱。 |
| 1946 | | Gouband Carrera y Arberto Arriaga が先住民の言語分布地図を作製する。 |
| 1947 | | |
| 1948 | カトリックグループ内に先住民地域の反共と村落の近代化をめざす Acción Católica 運動がはじまる。 | |
| | Raul Prebisch was appointed director of the Economic Commission for Latin America (ECLA or CEPAL) in 1948 | |
| 1949 | 国民統合への同化主義的施策にもとづいて国立先住民局(Instituto Indigenista Nacional)が発足する。 | 第1回国民言語学会議(primer Congreso Lingüístico Nacional)の開催[→1984年] |
| 1950 | | |
| 1951 | 世銀(IBRD)報告、グアテマラ西部高地開発と先住民問題について言及し、農業と先住民社会の近代化に関して言及。 | |
| 1952 | | SIL (Summer Institute of Linguistics) がグアテマラで IIN(Instituto Indigenista Nacional)のプログラムの一環として、先住民共同体で教科書配布と教師研修の活動をはじめ。SILの宣教師たちはマ |

| | | |
|------|--|--|
| | | ヤ語のコミュニティの方言の特異的な独自の表記法を開発しはじめる。 |
| 1953 | | |
| 1954 | クーデターによりアルベンス失脚。 | |
| 1955 | 教育省の助言機関として Seminario de Integración Social de Guatemala が創設される。 | |
| 1956 | | |
| 1957 | | |
| 1958 | | |
| 1959 | イデオゴラス・フエンテス大統領、4月19日を国民祝祭の日を制定し、この日を「原住民の日 Día del Aborigen」とし、グアテマラ人の先住性を先住民文化に求める行事をおこなうことを決定。(国連児童権利宣言 Declaration of the Rights of the Child) | Academia de la Lengua Kí-chè, ALMK が Adrián Inès Chávez [により創設される。 |
| 1960 | 初期スペイン征服記のキチェ先住民統率者テクン・ウマン(Tecún Uman)を「国民の英雄」と認定され、3月22日に「グアテマラ国民の防衛」の象徴とされる。 | |
| 1961 | Seminario de Integración Social 常置機関となる。[1960年代を通じたスペイン語による北米人類学研究の翻訳出版に貢献する] | |
| | Guatemala Indígena (IIN)の発刊始まる。 | |
| 1962 | “教育機会における人種差別に反対する条約*”についての国会での審議が始まり、同年条約は批准される。 | Alberto Arriaga が McQuown と Greenberg の言語分類にもとづく言語分布地図の改訂版を作成。 |
| | (～65年)第2バチカン会議[→1968年] | |
| 1963 | | |
| 1964 | | Wauchope, Robert 編集による Handbook of Middle American |

| | | |
|------|--|---|
| | | Indians の公刊がはじまる(～1976) |
| 1965 | | |
| 1966 | | |
| 1967 | | ドイツ援助のコスタリカの大学支援によって Triumph Werk Nurnberg 社でマヤ語表記可能なタイプライターが開発される。 |
| 1968 | メデジン・ラテンアメリカ司教会議以降、Acción Católica は宗教的实践よりも社会活動に力点が移動する。このため、村落では協同組合、学校、保健センターなどが彼らにより設立される。 | |
| 1969 | | |
| 1970 | | 1970-72 年 Asociación Indígena Pro Cultura Maya-Quiché, Asociación de Forjadores de Ideales Quichelenses, Asociación de Escritores Mayaencas de Guatemala (AEMG) の創設時期 |
| 1971 | | PLFM(Proyecto Lingüístico Francisco Marroquín)の指導部に、Jo Froman, Robert P. Gersony, Anthony M. Joackson が就く。 |
| 1972 | | アンティグアで T.Kaufman, Lyle Campbell, Nora England らによるマヤ言語分析研究はじまる。 |
| | 各地(とりわけ K'iche'地域)でマヤ文化関係のセミナーなどが開催される。これが契機になり、マヤのリーダーたちの交流がはじまる。 | |
| 1973 | | |
| 1974 | テクパンの教師 Fernando Tezahuic Tohón により Patinamit 集会所がひらかれ、彼はそのまま当地の革命党(PR)の国会議員になる。[76 年失脚] | |
| 1975 | | PFLM の指導部に先住民の言語学者が就く。 |
| 1976 | Xel-hú 運動がケツアルテナンゴ県で盛んになる。当地での首長選出には失敗するが、San Juan Ostuncalco で初の先住民首長を輩出する。 | |

| | | |
|------|---|---|
| | | 再編された Patinamit のグループが、アドリアン・チャベスに「偉大な教師 Ri Nimalej Etamanel」の称号を与え、その功績を顕彰する。 |
| | 1978 年の選挙にむけてグアテマラ先住民党 (Partido Indígena de Guatemala) の結党するが、3 ヶ月で国民統合戦線 (Frente de Integración Nacional) に改称、後にロメロ・ルカス・ガルシア將軍を大統領とする選挙協力に応じる。 | |
| 1977 | 月刊誌 Ixim の創刊(1年で廃刊) | |
| 1978 | | |
| 1979 | | |
| 1980 | 財政危機、反政府勢力の軍事的攻勢はじまる | |
| 1981 | ベネディクト・ルカス・ガルシア国防大臣、西部高地での反ゲリラ戦争の名目で先住民虐殺を開始。 | |
| 1982 | 3月、クーデターにより政権奪取したりオス・モント將軍による安全と開発の国家計画が始まる。 | バイリンガル教育の国家計画 (Programa Nacional de Educación Bilingüe, PRONEBI) の開始 (→1995 DIGEBI に改組) |
| 1983 | オスカル・メヒア・ビクトレス將軍のクーデター | Nora C. England, A grammar of Mam, a Mayan language を公刊。 |
| 1984 | 1984 年憲法 | 第二回国民言語学会議 (segundo Congreso Lingüístico Nacional) の開催。 |
| 1985 | 1985 年憲法、先住民の諸権利(第1編人権第2章 社会的諸権利第3部先住民共同体-66 条から 70 条-)ほかに、58 条に言語の権利、143 条に国民文化における先住民文化権利 | Campbell, L. and T. Kaufman. 1985. "Maya linguistics: Where are we now?," in Annual Review of Anthropology. Vol. 14, pp. 187-98 |
| 1986 | 民政移管(マルコ・ビニシオ・セレンソ大統領) | 全国のマヤ言語学研究集会により、AEMG, PLFM, PRONEBI, CIRMA, IIN, ILV=SIL, CALUSAC, IGERQ, PRODIPMA が集合。ALMG の発足。 |
| 1987 | | |
| 1988 | | ALMG によるマヤ言語の表記法の統一の要請と、そのことに関する政府の受諾。 |

| | | |
|------|---|--|
| 1989 | | |
| 1990 | Seminario Permanente de Estudios Mayas, SPEM の集会において、新大統領となるべき候補者たちに先住民の要求項目を提示する。 | ビニシオ・セレンソ・アレバロ大統領、グアテマラ・マヤ言語学アカデミー (Academia de Lenguas Mayas de Guatemala) 設置法を 10 月 18 日に制定し、ALMG が政府系の独立法人組織として認められる。 |
| | ALMG の調整のもとで参加の 15 グループを束ねる Consejo de Organizaciones Mayas de Guatemala, COMG が組織化される。 | |
| | 多くのグループが連合し、Coordinadora Maya, Majawil Q'ij を形成し、マヤの公的儀礼の開催を支援したり、パンフレットの配布をはじめ。 | |
| 1991 | | |
| 1992 | ホルヘ・セラノ・エリアス大統領、ILO169 号条約 (独立国における先住民ならびに部族民に関する条約) 承認のための国民投票をおこなう (批准は 1996 年) | |
| | IMF 勧告を受けて民営化の第一歩はじまる (Aviateca の売却) | |
| 1993 | ラミロ・デ・レオン・カルピオ大統領、イペロアメリカ・サミットでのラテンアメリカおよびカリブ諸国・先住民のための開発基金に関する条約にもとづいて、グアテマラ先住民開発基金 (Fond de Desarrollo Indígena Guatemalteco, FODIGUA) のための準備を約束。 | 8 月になり ALMG の 1992 年度予算の執行が認められ、事務所を開設。 |
| | 1985 年憲法改正 | |
| 1994 | グアテマラ先住民開発基金 (FODIGUA) の発足 | |

| | | |
|------|---|---|
| 1995 | メキシコにおいて「先住民のアイデンティティと権利に関する合意(Acuerdo sobre Identidad y Derecho de los Pueblos Indígenas)」に調印(レオン・カルピオ大統領時代)。3月31日、グアテマラ政府平和使節団、グアテマラ革命連合代表者、グアテマラ国会政党代表者、および中央アメリカ議会と間に和平協定に関する合意に調印。 | |
| | | ・間文化バイリンガル教育総局(Dirrección General de Educación Bilingüe Intercultural, DIGEBI)の創設(PRONEBI,1982の発展解消で、二言語教育理念の方向転換)。 |
| | ・グアテマラ・ホンジュラス・エルサルバドル・ベリーズ・メキシコの五カ国間でムンド・マヤ(マヤ世界)機構の条約締結。 | |
| 1996 | アルバロ・アルス・イリゴエン大統領、ILO169号条約(独立国における先住民ならびに部族民に関する条約)批准に調印。 | Cholsamaj 出版社より Ttxoolil qyool mam : gramatica mam(著者, B'aayil y Ajb'ee)が公刊。この時期、同出版社より他のマヤ言語の文法書のシリーズが多数公刊される。 |
| | ・11月26日を「ガリフナ(アフリカ=カリブ系先住民)の日」に制定。 | |
| | ・12月29日「先住民のアイデンティティと権利に関する合意」を含む、「恒久的和平合意(Acuerdo de Paz Firme y Duradera)」の調印。 | |
| 1997 | | |
| 1998 | | |
| 1999 | | グアテマラ政府はベルギー政府との間でサンマルコス県のマヤ・マム地域におけるバイリンガル間文化教育教育を含む合意に調印。これはラテンアメリカとカリブ地域の先住民開発基金を介して実施される。 |
| | ・教育相アラベラ・カストロ・キニョネス、書状129号(Circular 129)で知られる先住民衣装着用をし | |

| | | |
|------|---|--|
| | て授業を受ける権利に関する通知を送送。 | |
| | ・5月16日に1995年先住民権合意に基づく国民投票(Referéndum)が実施される。投票率12%、57%の結果により否決される。 | |
| 2000 | アルフォンソ・ポルティージョ大統領、カクチケル先住民知識人デメトリオ・コホティを教育副大臣に任命(4ヶ月間 EBI, Educación Bilingüe Intercultural 担当副大臣)ほか、先住民系の大臣・副大臣(文化スポーツ省、農業省、環境省)および大使(スイス、ノルウェー)に登用される。ケツアルテナンゴ県ケツアルテナンゴ市長にリゴベルト・ケメ・チャイが就任。 | |
| 2001 | | |
| 2002 | | |
| 2003 | <p> GANA 党(Gran Alianza Nacional)大統領候補オスカル・ベルシエ・副大統領候補エドゥアルド・ステイン、10月12日に「グアテマラ先住民との GANA 党の公約(イシムチエ宣言)」を表明。同年末ベルシエ候補に2度目の決選投票で当選。大統領、平和大使にリゴベルタ・メンチュウに登用する計画を声明するも、彼女は拒否。国会議員選挙では全158議席中、先住民は15議席確保(9%; 1999-2003期は同比率15%)。 </p> | |
| 2004 | <p> オスカル・ベルシエ大統領就任。政府、サンマルコス県シカパカ地域の鉱山開発の採掘権をグラミス社の子会社 Montana Exploradora に与える。西部高地では先住民によるロス・エンクエントロスでは道路封鎖が行われ、警官隊との衝突により犠牲者が出る。 </p> | |

| | | |
|------|---|--|
| 2005 | シカパカでは6月18日ILO169条にもとづいたムニシピオ住民投票が行われ鉱山開発に関する住民による否決が可決された。 | |
| 2006 | Prensa Libre 等で先住民慣習法にもとづく処罰の記事が掲載されるようになる。 | R. McKenna Brown, Judith M. Maxwell and Walter E. Little úLa ützwäch? 公刊 |
| | 8月21日サンミゲル・アカタンにおける独自の慣習法的措置の発動。 | |
| 2007 | 統一選挙実施。大統領(2008-2011)選挙では、第2回目の決選投票でアルバロ・コロン(UNE, 国民希望同盟)が、オットー・ペレス・モリーナ(PP, 愛国党)を破る。 | |
| 2008 | アルバロ・コロン大統領就任。 | |

クレジット:

池田光穂「グアテマラ社会における先住民表象のダイナミズム」『先住民の文化顕示における土着性の主張と植民国家の変容』平成17年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書(研究代表者:太田好信)、担当箇所:Pp.89-116平成20(2008)年5月
(c) Mitsuho Ikeda, rosaldo【at】cscd.osaka-u.ac.jp 大阪大学
<http://www.cscd.osaka-u.ac.jp/user/rosaldo/>